

欧州連合加盟国及び英国向け盆栽輸出検査実施要領の運用に係る Q & A

※本 Q & A では、標記要領を単に要領と称しています。

掲載日：令和 8 年 8 月 3 日

園地登録（要領第 2 関係）

問 1 EU 等向けに盆栽を輸出するため、既に栽培地検査を受けている園地であっても、本要領の施行に伴い、生産園地の登録を受ける必要があるのでしょうか。	1 本要領の施行前に既に栽培地検査を開始した生産園地であっても、生産園地の登録を受ける必要があります。 2 生産園地の登録に係る手続きについては、問 3 の回答をご確認ください。
問 2 生産園地の登録申請は、毎年行うことになるのでしょうか。	1 連続して栽培地検査が実施されている生産園地においては、初年度に登録を受ければ、それ以降の申請は必要ありません。
（更問 2－1）網室盆栽の区分で登録されれば、一般盆栽の区分も登録されるという理解でよいのでしょうか。	1 生産園地の登録は、申請のあった区分のみ登録を行います。網室盆栽及び一般盆栽を取り扱う予定がある場合は、生産園地登録申請書（要領第 1 号様式）により両区分を申請してください。
問 3 要領が令和 8 年 9 月 1 日に施行された後、生産園地の登録はどのように行われるのでしょうか。	1 本要領の施行日である令和 8 年 9 月 1 日以降、遅滞なく生産園地登録申請書（要領第 1 号様式）を生産園地の所在地を管轄する植物防疫所へメール等により提出してください。植物防疫所において必要な情報を確認の上、生産園地の登録を行います。 2 なお、登録を行う令和 8 年度の栽培地検査受検中の盆栽の生産園地については、栽培地検査申請時に必要な添付書類（要領第 2 の 2）は既に提出されていることから、再度の添付書

	類の提出及び植物防疫官による現地確認は不要です。
問 4 要領施行後の生産園地登録申請書の提出期限はいつまででしょうか。	1 要領の施行日である令和 8 年 9 月 1 日以降、生産園地の所在地を管轄する植物防疫所に遅滞なく生産園地登録申請書（要領第 1 号様式）を提出してください。遅滞なく提出が行われるよう、事前に申請書の作成を進めていただくようお願いいたします。 2 新規の生産園地については、要領第 4 の栽培地検査の申請期限（毎年 3 月 31 日）に間に合うよう生産園地登録申請書を提出してください。生産園地が登録されていない場合には、当該園地において要領第 4 の栽培地検査を行うことはできませんので、ご注意ください。
問 5 なぜ生産園地の登録に当たり、新たに生産園地登録申請書（要領第 1 号様式）の提出が必要となったのでしょうか。	1 E U 等向けに輸出される盆栽は、E U 等の規則に基づき、我が国の植物防疫当局が登録等により認可した生産園地において栽培することが求められています。これまでも、栽培地検査に適合した生産園地を植物防疫所において記録し管理していたところですが、今般、本要求により適切に対応するため、生産園地の登録手続きを明確化したところです。
問 6 要領第 2 の生産園地の登録において、生産園地登録申請書の提出期限及び植物防疫所での登録時期は規定されていないため、年度途中でも申請及び登録ができるとの理解でよいでしょうか。	1 年度途中でも生産園地登録申請書（要領第 1 号様式）の提出及び植物防疫所における登録は可能です。ただし、要領第 4 の栽培地検査の申請期限（毎年 3 月 31 日）を過ぎて提出された場合には、栽培地検査の開始は翌年度からとなります。
（更問 6－1）栽培地検査の期間中であっても、輸送届を提出すれば、当該年度の途中に新たに登録された園地に栽培	1 要領第 10 の輸送届の承認により輸送が可能な盆栽は、要領第 4 の栽培地検査を受け、検査の結果、適合した盆栽のみです。このため、要領第 4 の栽培地検査を受検中の盆栽を他の登録生産園地等へ輸送することはできません。

地検査実施中の盆栽を輸送して引き続き栽培地検査を受けることは可能でしょうか。	
問7 要領第3の1において、輸出検査を受けているEU等向け盆栽とそれ以外の盆栽とを分けて栽培することとされているが、どのように分ければよいでしょうか。	1 EU等向けに盆栽を輸出しようとする者が、栽培地検査を受けていない盆栽を誤って購入したり、栽培地検査を受けていない盆栽がEU等向けの輸出荷口に混入することがないように、両者を区別して管理することを徹底してください。 2 具体的には、バットで区切る、テープで印をつけるなどの方法により検査対象の盆栽とそれ以外の盆栽が明確に区別できるように管理してください。

栽培地検査（要領第4・6関係）

問8 要領第4では、「連続した2年間」栽培地検査を受けるものとされていますが、栽培地検査の申請は毎年行う必要があるのでしょうか。	1 申請は毎年行う必要があります。栽培地検査は、年に6回、登録生産園地において盆栽の管理状況や病虫害の有無等を確認することにより行われます。6回目の確認を終えた後、検査の結果として適合又は不適合とする栽培地検査報告書が交付されます。栽培地検査を受けるための申請は、毎年行う必要があります、同報告書も毎年交付されます。なお、連続した2年間、適合とされた盆栽のみが輸出可能となります。 2 連続した2年間の栽培地検査に適合したものの輸出に至らなかった盆栽について、引き続き輸出を希望する場合は、栽培地検査を継続して受ける必要があります。この場合は、改めて栽培地検査の申請を行ってください。 3 栽培地検査申請の時期ですが、要領第4に基づき、毎年3月31日までに栽培地検査申請書を植物防疫所等に提出する必要があります。
問9 既に令和8年4月からE U等向け盆栽の栽培地検査申請を行って検査を受けているが、これらの盆栽の扱いはどうなるのでしょうか。不適合となるのでしょうか。	1 要領の施行前後で栽培地検査の適合の基準は変わりません。このため、要領の施行前の栽培地検査の結果は、要領の施行後も有効です。したがって、今年度が栽培地検査2年目となる盆栽において、栽培地検査等に適合すれば輸出可能です。
問10 要領第4の10に基づき、盆栽の写真撮影を行う必要があるのでしょうか。また、「写真等」とは具体的に何を指すのでしょうか。	1 輸出検査に先立つ栽培地検査は、連続する2年間実施される必要があります。万が一、輸出検査時に不正行為の疑いが認められた場合、過去の栽培地検査が適切に行われていたことを示す記録がトラブルの回避に役立つことが期待されます。このため、輸出される盆栽がE U等の基準に適合した管理状況であったかどうかを過去にさかのぼって確認できるよう記録を作成いただくようお願いします。

	2 なお、写真等とは、主に写真や動画を指します。具体的な記録の作成方法としては、全ての盆栽を個別に撮影する必要はありませんが、①標識が映り込む（標識の取付位置が確認できる）ように盆栽の正面から撮影する、②盆栽の樹種・植付年・規格（大きさ）ごとに分けたトレイ単位で撮影する、③大型盆栽は個別に撮影するなど、管理している盆栽の状況が大きさも含め栽培地検査後も確認できるよう工夫をお願いします。また、記録した日が分かるように情報を管理いただくようご協力をお願いします。
--	--

標識（要領第5関係）

問 11 なぜ標識の色を変更するのでしょうか。	1 過去、栽培地検査適合となった標識が取り付けられたEU等向け盆栽が、登録生産園地外で開催されたイベントに持ち出されていた事案がありました。このような行為は、EU等が定めた検疫条件に違反します。 2 このため、展示会等のイベントに標識付きの盆栽が持ち込まれたときにイベント主催者などの目に留まり、植物防疫所への通報が促されるよう、標識の色を認知されやすい色に変更することとしました。
（更問 11－1）標識の色は目立つ色と規定されているが、黄色以外も認められるのでしょうか。	1 一般的に流通している標識の色のうち、盆栽に取り付けても認知されやすい色として黄色を想定しています。EU側にも標識の色の例として黄色を伝えており、黄色以外の標識の場合にはEU側の輸入検査が滞るおそれがありますので、黄色の標識をご準備いただくようお願いします。
問 12 一般盆栽に標識を付ける必要はないのでしょうか。なぜ、特殊盆栽及び網室盆栽にだけ標識を取り付ける必要があるのでしょうか。	1 EU等向けの一般盆栽については、標識を取り付ける必要はありません。 2 一方、特殊盆栽については、栽培地検査の開始年と登録生産園地を追跡可能とするための目印としてEU等から個々の盆栽に標識を取り付けることが求められています。また、網室盆栽については、EU等から網室等の施設内での栽培が求められていることから、その管理状況の確認のために標識の取付けを求めています。
問 13 令和9年度以降に新たに標識を取り付ける際の取扱いはどうなるのでしょうか。	1 令和9年度以降は、要領に基づき、①目立つ色（黄色）であること、②EU等向けの栽培地検査を受検中であり、登録生産園地外へ持ち出せない旨を標識に明示すること、が求められます。
問 14 本要領の施行前に既に取り付けた標識も黄色の標識に付け替える必要があるのでは	1 既に取り付けられている標識は引き続き有効であり、新しい標識への交換は不要です。 2 しかしながら、要領の施行日以前に取り付けた標識について、劣化等により更新する場合

ようか。	には、要領に基づく標識に更新してください。
問 15 容易に取外しができない標識の取付けとは具体的にどのような状態でしょうか。	1 各盆栽の主幹（盆栽の形状により主幹に取り付けることが困難な場合は、主幹に準ずる太い幹）に標識を取り付ける際は、主幹上部から抜き取ることができないよう余裕を持たせず、ワイヤー等を切断しない限り標識を取り外すことができない状態で取り付けるようお願いします。 2 栽培地検査において標識の不適切な取付けが確認された場合には、EU等の要求を満たさないとして、栽培地検査の結果は不適合となり、EU等向けに盆栽を輸出できませんので、適切に標識を取り付けていただくようお願いします。
問 16 標識は盆栽1本に必ず1つ付けないといけないのでしょうか。	1 特殊盆栽及び網室盆栽の標識については、栽培地検査開始から輸出までの間、各盆栽に1つの標識を容易に取り外しできないように取り付けていただく必要があります。栽培地検査において標識の不適切な取付けが確認された場合には、栽培地検査の結果は不適合となりEU等向けに盆栽を輸出できませんので、適切に標識を取り付けていただくようお願いします。

マメコガネ等の発生状況に係る調査（要領第８・９関係）

問 17 複数回に分けて輸出する場合、要領第８のマメコガネ等の発生状況に係る調査の栽培地検査報告書は輸出の都度、交付されるのでしょうか。	1 当該調査を植物防疫官が実施した場合、当該調査に係る栽培地検査報告書の交付は省略されます。ただし、当該年度の輸出が終わった（輸出の予定がなくなった）とき、又は当該年度末には、要領第８の調査の結果として、栽培地検査報告書が交付されます。
（更問 17－１）要領第９の栽培地検査報告書が交付されない場合であっても、盆栽の輸出は可能なのでしょうか。	1 植物防疫官が実施した要領第８の調査、消毒検査及び目視検査に適合し、それらを併せて確認した結果として植物検疫証明書を交付するときには、要領第９の栽培地検査報告書の交付が省略されます。この場合には、当該報告書の交付がなくとも盆栽を輸出することは可能です。
問 18 要領第８のマメコガネ等の発生状況に係る調査を受検するための栽培地検査申請書はどのように記載すればよいのでしょうか。	1 要領第８の調査の申請については、輸出検査実施要領に定める栽培地検査申請書により、原則として eMAFF を通じて申請していただく必要があります。申請書の記載に当たっては、種類・名称欄に「登録生産園地内及びその周辺の植物」と記載してください。また、形態・用途欄及びロット番号・品種名欄には「－（記載不要）」と記載し、栽培面積（a）及び栽培本数（本・株）欄には「０（ゼロ）」と記載してください。なお、備考欄には園地番号を記載してください。 2 別途、栽培地検査申請書の記載例もご確認ください。
問 19 要領第８の４において、盆栽の輸出を行わない場合、栽培地検査報告書は交付されるのでしょうか。	1 当該年度に盆栽の輸出の予定がなければ、要領第８の調査を受ける必要がありません。 2 輸出予定の変更又は中止により、要領第８の調査を当該年度途中で終了した場合、その時点における栽培地検査報告書が交付されます。

輸送届（要領第 10 関係）

問 20 生産園地登録を受けている盆栽の区分とは異なる区分の盆栽を輸送届で受け取る場合には、その区分についての登録を受けている必要があるのでしょうか。	1 要領第 10 の輸送届（要領第 9 号様式）により、他の登録生産園地から要領第 4 の栽培地検査に適合した盆栽を受け入れ、翌年度以降の栽培地検査の実施を希望する場合には、輸送先（受入先）の生産園地が当該盆栽の区分で登録されていない限り輸送は承認されません。 2 一方、消毒検査及び目視検査を受けるために他の生産園地に輸送する場合にはその限りではありませんが、輸送先の生産園地は消毒検査及び目視検査が適切に実施できる場所である必要があります。
問 21 要領第 4 の栽培地検査中に輸送届を提出し、他の登録生産園地へ輸送できるのでしょうか。	1 要領第 10 の輸送届（要領第 9 号様式）の承認により輸送が可能な盆栽は、要領第 4 の栽培地検査に適合した盆栽のみです。このため、要領第 4 の栽培地検査受検中の盆栽を他の登録生産園地等へ輸送することはできません。
（更問 21-1） 要領第 4 の栽培地検査に適合となった盆栽であれば、他の登録生産園地へ輸送できるのでしょうか。	1 当該年度の要領第 4 の栽培地検査に適合した盆栽は、輸送先の登録生産園地で当該盆栽の区分の登録がある場合には、翌年度以降の栽培地検査を受検するため、要領第 10 の輸送届（要領第 9 号様式）の承認後に輸送することが可能です。
問 22 2 年以上管理を継続した EU 等向け盆栽を、展示会等で一時的に展示をしたい場合には、輸送届により手続きを行うことで移動・展示が可能でしょうか。	1 EU 等向け盆栽は輸出前の少なくとも 2 年間連続して、登録生産園地にて栽培、管理及び仕立てがされていなければならないため、要領第 4 の栽培地検査が終了した後であっても、展示会への出展や輸送届の承認を得ずに登録生産園地外への移動はできません。

問 23 輸送時に求められる汚染防止措置はなぜ必要なのでしょうか。具体的にどのような措置が求められるのでしょうか。	1 登録生産園地の外はE U等が要求する特定の病害虫を対象とした管理や調査等が行われていない場所となります。E U等向け盆栽は輸出前の少なくとも2年間連続して、登録生産園地で栽培、管理及び仕立てがされていなければならないため、要領第10の輸送届により一時的であっても当該園地外へ運び出す場合には、病害虫の汚染のおそれがないよう措置することが求められます。 2 具体的な措置の例としては、盆栽を網で覆うほか、幌付きトラックや荷台のビニールシート掛け等が認められますが、それ以外の措置を行う場合やご不明点がある場合は事前に植物防疫所にご相談ください。
--	---

目視検査等、PC 交付（要領第 11・12 関係）

問 24 要領第 11 の目視検査・消毒検査については、第 12 の植物検疫証明書の交付の申請と同一の植物防疫所に申請する場合、eMAFF 等による区分別検査の申請を省略してよいでしょうか。	1 輸出検査実施要領第 2 及び第 7 に基づいて輸出検査申請をされている場合には、eMAFF 等での区分別検査申請書による申請は省略可能です。
問 25 目視検査において、病害虫が発見された場合、どのような対応となりますか。	1 要領第 11 の目視検査において、E U 等が懸念する検疫対象有害動植物が検出された場合には、当該盆栽の目視検査の結果が不適合となり、E U 等向けに当該荷口を輸出できません。このため、輸出に先立っては入念な消毒を実施していただくようお願いします。 2 特殊盆栽を対象とした目視検査の結果が不適合となった場合には、E U 等の規則に準じて、当該盆栽を栽培した登録生産園地の特殊盆栽の区分の登録を取り消します。登録が取り消された生産園地からは特殊盆栽の輸出ができません。

登録生産園地の取消し（要領第 13 関係）

問 26 生産園地の登録が取り消された場合には、新たに栽培地検査を 2 年間連続して受検することにより、E U 等へ輸出できるのでしょうか。	1 改めて生産園地の登録及び栽培地検査の申請等を行っていただき、2 年間の栽培地検査、消毒検査・目視検査等を受検し、E U 等が求める検疫条件に適合することが確認されれば、輸出は可能です。 2 なお、要領第 13 の 9 に基づき、登録を受けることができない期間（欠格期間）を指定された場合は、その期間において当該園地を新たに登録することができないことから、E U 等向け盆栽の輸出再開はさらに先になります。
---	--

制度全般（総論）

問 27 要領は9月1日に施行予定ですが、なぜこのタイミングで公表されるのでしょうか。	1 本要領において、EU等向け輸出に必要な手続きや不正行為への対応等を明確にするとともに、生産園地の登録申請等の手続きを追加しています。新ルールの下で円滑に輸出が行われるよう、関係者の皆様の準備や周知に要する期間として、施行に先だって公表しました。 2 要領は、登録生産園地が取り組むべき事項など、EU等向け盆栽の検疫条件についても整理していますので、輸出に当たっては是非ご覧いただくようお願いします。
問 28 網室盆栽に該当する具体的な植物の種類について一覧表などはないのでしょうか。	1 網室盆栽に該当する植物は、EU等の規則により具体的な樹種が規定されています。過去に開催した盆栽説明会の資料（盆栽・植木類の輸出について：植物防疫所）に参考となる情報を掲載していますので、ご確認ください。ご不明な点があれば植物防疫所までご連絡ください。
問 29 EU等で規制が厳しくなったから要領を制定したのでしょうか。	1 近年、EU等向け盆栽において栽培地検査の終了後に登録園地外に盆栽を無断で持ち出す、栽培地検査未受検の盆栽を検査済みと偽って輸出しようとするなどの不正行為が認められており、これら事案はEU等にも認識されています。 2 EU等の規制は変わりませんが、このような状況を踏まえて、EU等向け盆栽が確実に検疫条件に適合して輸出されるよう、改めてEU等向け輸出に必要な手続きや不正行為への対応等を明確にしたものです。
（更問 29-1） 周知用のチラシ等において、新ルール開始とされていますが、EU等の輸入条件が変更されたのでしょうか。	1 EU等が定める輸入条件や要求事項が変更されたわけではありません。 2 今回の要領では、これまで明確に定められていなかった生産園地の登録、栽培地検査における記録の作成及び保存、標識の仕様や管理方法の見直しなど、EU等向け盆栽の管理者及び輸出者が遵守すべき事項を新たに明確化しています。このため、これらの事項を総称して「EU・英国向け盆栽新ルール」と位置付けています。

	3 また、不適切な生産園地の管理や不正行為が確認された場合には、生産園地の登録を取り消すことができる仕組みも要領に新たに規定しています。この点についても、EU等向け盆栽に関する新たなルールの一つと考えています。
--	--